

関係条文の解釈について

1 情報公開条例との整合（ガイドライン：7-1-4 開示義務）

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、

- ① 法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、
- ② 行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている（法第78条第2項）。

2 開示について当該個人の同意がある場合（個人情報保護法の逐条解説（第6版）：P489）

※ 行政機関個人情報保護法第14条第2号イの解釈

開示請求者以外の情報であっても、当該個人が開示請求者に開示することを承諾している場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に当たるので、受験者が提出した推薦状について、推薦状の作成者が被推薦者に開示することに同意しているときには、当該推薦書の記載内容は、本条2号イに該当し開示すべきことになる（内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成17年9月28日答申）。

3 公務員等の氏名の開示（事務対応ガイド：6-1-3-1-1 不開示情報（個人に関する情報））

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはならない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イに該当する場合には、例外的に、開示することとなる。

この点、行政機関においては、行政機関情報公開法において、①氏名を公にすることにより、同法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は公にするものとされていることから（「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。）、当該職員の氏名について、①及び②に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

また、独立行政法人等において職員の人事異動をホームページ等で公表するなど情報公開申合せによることなく氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

4 市民生活の安全等に関する情報

(福岡市情報制度の手引き)

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- ・ 本号は、公にすることにより、市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。
- ・ 「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、例えば、特定の個人の行動予定や住居の間取り等が分かり、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合や、違法行為、不正行為などの通報者、告発者が特定され、これらの人が危害を加えられるおそれがある場合等をいう。
- ・ 「犯罪の予防に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等をいう。
- ・ 「犯罪の捜査に支障を及ぼす」とは、市には犯罪捜査権はないが、捜査機関からの照会等に際して作成し、又は取得した情報を保有しており、これらの情報を公にすることにより、捜査の遂行が困難となる場合等をいう。
- ・ 「その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、公にすることにより、市民生活の安全に対する障害が発生し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠き、又は社会的差別を助長するような結果が発生するおそれのある情報をいう。

(事務対応ガイド：6-1-3-1-6 不開示情報（事務又は事業に関する情報）)

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

- ・ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、法第78条第1項第7号イからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示情報とされている。
- ・ 「犯罪の予防」 罪の発生を未然に防止することをいう。
- ・ 「鎮圧」 犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- ・ 「捜査」 捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
- ・ 「その他の公共の安全と秩序の維持」 開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報もこれに含まれる。

5 法令秘情報（個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編））

Q 5-4-3 他の法令の規定等により開示することができない情報は、法第 78 条第 1 項各号において明示的に不開示情報とはされていないが、このような情報を不開示情報として取り扱うことはできるか。

A 5-4-3 第 78 条第 1 項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第 78 条第 1 項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります。

6 決定通知における不開示理由の記載（事務対応ガイド：6-1-4-2 不開示決定）

不開示理由は、行政手続法第 8 条の規定に基づき、開示請求者が明確に認識することができるよう、不開示情報を規定する法第 78 条のどの規定に該当するかだけでなく、開示請求に係る審査基準の内容といった不開示と判断する要件、該当する事実について、不開示情報を開示しない程度に可能な限り具体的に記載する必要があります。

7 口頭による開示請求（事務対応ガイド：6-1-2-1 開示請求書の内容の確認）

開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない。そのため、口頭による開示請求は認められない。なお、口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的のためであるとして法第 69 条第 1 項の規定に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても法第 69 条第 2 項各号の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である。